【新旧補助金 変更点比較表】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 変更前 |  | 変更後 |
| 補助対象 | 「団体への補助」 | ▶ | 「事業への補助」 |
| 「団体」に対して運営費を補助。  　どの団体を補助対象とするかは慣習に基づいていたという他なく、既補助交付団体のみが有利な状況であり、新規団体が補助対象とされていない。 | 村内の地域振興に寄与すると考えられる「事業」に対して補助。  　村内民間事業団体であればこれまで補助対象外とされていた団体も申請可能であり、機会の平等を図る。 |
| 申請手続 | 「基準のない要望」 | 「基準のある補助制度」 |
| 各団体から次年度予算編成時に補助金要望書の提出を受け付けた上で「要望を認めるかどうか」という非常にあいまいな基準により判断されている。 | 補助金要綱を作成・公表し、審査基準に基づいた審査を行うことで明確なルールに基づき補助金を交付する。 |
| 事業内容 | 「長期固定化」 | 「創意工夫を奨励」 |
| 昨年と同様の事業さえしていれば補助金が交付されるとあって、新たな事業にチャレンジする理由が乏しく、過去補助対象とされた事業が固定化する傾向がある。 | 積極的に新たなチャレンジを行う事業について優先的に補助金交付することにより、各団体が創意工夫することで村全体の観光商工業の活性化を目指す。  　審査基準については別紙のとおり。 |
| 補助金額 | 「不明確」 | 「明確化」 |
| 各団体に対して慣習的に定めた補助額であり金額算定根拠が不明確である。 | １事業につき原則として上限50万円までとし補助額を定める。 |
| 補助金の  使途 | 「不明確」 | 「明確化」 |
| 運営費として年度当初に補助金を交付し、交付後は各団体が具体的にどのようなことに補助金を利用しているのかは報告を求めていないため不明である。 | 補助事業終了後に実績報告書の提出を求め、村に対して補助金の使途をレシートの写し等の提出により使途を明らかにした上で補助金を交付する。  　公金から支出される補助金の使途を明確化する。 |